

阿南市要綱第72号

阿南市集会所等建築費等補助金交付要綱

地域の集会所、会堂、会館等建築費補助金交付要綱（平成11年阿南市要綱第17号）の全部を改正する。

阿南市集会所等建築費補助金交付要綱（平成30年阿南市要綱第43号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域のコミュニティ活動を推進するため、協議会等が集会所等を建築、増改修、修繕又は除却する事業に対し、予算の範囲内で阿南市集会所等建築費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協議会等 阿南市内の地域の住民で構成されたコミュニティ活動を実践する協議会又は自治会等の組織をいう。
- (2) 集会所等 協議会等がコミュニティ活動のために利用する阿南市内の集会所、会堂又は会館等の建物をいう。
- (3) 建築等事業 集会所等を建築、増改修、修繕又は除却する事業をいう。

（補助の対象）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）に協議会等の行う建築等事業とする。ただし、国、県、法人又はその他の団体から同様の趣旨の補助金又は助成金の交付を受けている事業は、この限りでない。

2 補助対象経費及び補助対象外経費は、別表第1に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする協議会等の代表者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出し、その申請（以下「交付申請」という。）をしなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 集会所等の位置図
- (3) 協議会等の構成員名簿又は協議会等に係る地域を示す地図
- (4) 設計書及び設計図の写し又は集会所等の現況写真
- (5) 工事費見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第5条 市長は、交付申請があった場合には、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）に対して交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 補助金の額は、別表第2の補助基準及び予算の定めるところにより決定する。

3 補助対象事業は、交付決定前に実施してはならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象事業のうち補助対象経費に該当しない部分を施工する場合
- (2) 災害等による被害の復旧等で緊急を要する場合であって、市長が特に必要と認める場合

4 前項第2号の規定により、交付決定前に補助対象事業に着手しようとする者は、交付決定前着手届（様式第3号）によりその旨を市長に届け出るものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費又はその内容に変更のある場合においては、市長の承認を受けること。ただし、経費の変更で補助金の交付決定額に変更が生じない場合は除く。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(交付申請の取下げ)

第7条 被交付決定者は、交付決定の内容に不服があるときは、補助金の交付を受けるまでに、交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による交付決定の取下げがあったときは、交付決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更等)

第8条 被交付決定者は、第6条第1号又は第2号に規定する市長の承認（以下「変更等の承認」という。）を受けようとするときは、補助対象事業の変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その申請をしなければならない。ただし、第6条第1号に規定する変更等の承認の申請を行う場合は、次の各号に掲げる関係書類を併せて提出しなければならない。

(1) 変更後の収支予算書

(2) 変更後の設計書及び設計図の写し又は集会所等の現況写真

(3) 変更後の工事費見積書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、変更等の承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、被交付決定者又は交付決定前事業者に対して、変更等の承認を決定し、事業の変更等承認書（様式第5号）により通知する。

(実績報告)

第9条 被交付決定者又は交付決定前事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業を実施した会計年度の3月31日までに、実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、その実績を報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 工事写真（施工前、施工中及び施工後の工事に係る部分を示すもの）

(3) 工事費領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、被交付決定者に補助金額確定通知書（様式第7号）により通知
しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、補助金の額の確定後において、当該被交付決定者からの補助金交付請求書（様式第8号）による請求
により、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、規則第19条第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、被交付決定者に対
して、交付決定取消通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

2 市長は、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付され
ているときは、被交付決定者に対して、補助金返還命令書（様式第10号）により、その返還を命じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成30年8月7日から施行し、この要綱による改正後の阿南市集会所等建築費補助金交付要綱（以下
「新要綱」という。）は、平成30年4月1日から適用する。

（様式に関する経過措置）

2 平成30年8月7日以前に使用された改正前の地域の集会所、会堂、会館等建築費補助金交付要綱様式第1号による
書面は、新要綱様式第1号による書面とみなす。

3 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。